

Q2

公正証書遺言とは、どのような制度ですか？

A2

遺言を公証人が公正証書にして証明する制度です。遺言自体は自筆証書遺言といって、自分で作成して自分で保管する方式でも構わないのですが、遺言の方式に欠陥があると遺言自体無効になる心配があるので、公正証書にすることが望ましいと思われます。

☆自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日施行）

財産目録については手書きで作成する必要がなくなりました。但し、財産目録の各ページに署名押印する必要があります。

※遺言書本文については従来通り手書きが必要

公正証書遺言の特徴は…

- 原本が公証人役場に保管されているため、紛失・変造のおそれがなく、相続人による隠匿・破棄のおそれもない
- 家庭裁判所の検認が必要ないため遺言者死亡後、即座に遺言を執行できる
- 文字が書けなくても遺言をすることが可能
- 公証人の費用がかかる
- 証人が2人以上必要

法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（2020年7月10日施行）

- ・自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管をすることができます
※遺言の有効性を保証するものではありません
- ・保管申請の対象となるのは、封のされていない法務省令で定める様式に従って作成された自筆証書遺言のみです
- ・遺言書の保管の申請には手数料を納める必要があります
- ・法務局に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要です

